

★ 総合福祉会館使用料 ★

令和5年(2023年)3月13日～

室名	階	定員 (人)	使用料(1時間につき)		主な付属設備
			市内	市外※	
ホール (控室の使用分を含む)	5	450	1,890 円	2,840 円	テーブル、いす、演台、花台、 CDプレーヤー、カセットデッキ、 有線マイク、ワイヤレスマイク、 映写スクリーン、ホワイトボード
第1会議室	5	10	380 円	570 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第2会議室	5	8	380 円	570 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第3会議室	5	16	380 円	570 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第4会議室	7	30	860 円	1,290 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第5会議室	7	20	510 円	770 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第6会議室	4	36	610 円	920 円	テーブル、いす、ホワイトボード
第1研修室	5	24	610 円	920 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第2研修室	5	40	740 円	1,110 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第3研修室	4	28	610 円	920 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
視聴覚研修室	5	64	1,540 円	2,310 円	テーブル、いす、ホワイトボード、 演台、有線マイク、ワイヤレスマイク、 映写スクリーン
第1音楽室 (準備室の使用分を含む)	7	450	3,550 円	5,330 円	有線マイク、ワイヤレスマイク、 指揮台、CDプレーヤー、カセットデッキ、 グランドピアノ、譜面台、ホワイトボード、 弦バスいす、いす
第2音楽室	7	60	1,180 円	1,770 円	いす、アップライトピアノ、譜面台、 指揮台、ホワイトボード

※市外料金は、令和4年10月1日以降に使用許可申請のあったものについて適用されます。

※市内とは、使用者が次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1)本市の区域内に住所を有する者
- (2)本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3)本市の区域内に存する学校に在学する者

※市外とは、使用者が(1)から(3)までのいずれにも該当しない方である場合をいいます。

総合福祉会館 4 階・5 階・7 階の貸室を福祉目的で使用する場合は、使用料が全額減免となります。

○総合福祉会館条例（抜粋）

（使用料）

第 7 条

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

○総合福祉会館条例施行規則（抜粋）

（使用料の減免手続き）

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

○総合福祉会館使用許可事務取扱要綱（抜粋）

（使用料減免の対象及び割合）

第 3 条 条例第 7 条第 3 項に規定する使用料の減免の対象及び割合は、次に掲げるとおりとする。

（2）次に掲げる者のための会議、講習会、講演会、研修会、訓練会、相談会、集い、展示会、バザー等を行う場合 全額

ア 高齢者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びにその家族

イ 母子・父子家庭の者

ウ その他福祉関係の援助を必要とする者